

## 襲名について

その他のタイトル	Succession of Name
著者	木村 健助
雑誌名	關西大學法學論集
巻	13
号	4-6
ページ	329-348
発行年	1964-02
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00027607">http://hdl.handle.net/10112/00027607</a>

襲名について

木村健助

- 一 襲名の慣習
- 二 通称の襲用
- 三 慣習の發生
- 四 襲名の衰微
- 五 慣習の終末
- 六 襲名の性格
- 七 襲名の残存
- 八 外国の類例

襲名というのは、名の相続のことである。父の名を、そのまま子が受け継いで名乗り、それをまた孫が襲って自分の名とする。このようにして父祖から子孫へと代々つづいて同じ名を称するのである。襲名は、わが国では、近世以降ことに江戸時代に最も盛んに、百姓・町人の間においてひろく行なわれた慣習である。本稿では、まず襲名が実際にはどのように実行されていたかということ、襲名が主として近世以後の慣習であって古代中世には行なわれなかったということ、明治以後なぜ衰えたかということ、現在ではどの程度にこれが残っているかということ、また襲名ということはいかなる法的性質を帯びているかということなどを、考えてみたいとおもう。

一

「全国民事慣例類集」に、「凡そ家督相続するときは、必ず公儀名と唱へ其家の通名に改るを以て、高帳名寄帳の名を書改る事なく、宗門人別帳の年齢及び隠居せし父の名を書改る事にて、実印も父祖伝来の品を用るを榮耀とする事、一般の通例なり」としている<sup>(1)</sup>。

襲名は、家督相続にともなうて行なわれるのが慣例であって、戸主の名を承継することなのである。襲名される戸主の名は、その家を代表するところの名であって、「公儀名」である<sup>(2)</sup>。家督相続人は、自分の名を「其家の通称」に改めるのである<sup>(3)</sup>。従って、戸主は代々人は変わるが、名を替えない<sup>(4)</sup>。「其家の通称にて何百年にても其儘差置く事なり」ということになる。「其家の通称」は、「累代の通称」でもあり、「父祖の通称」でもある<sup>(5)</sup>。襲名の慣習は、慣例類集によれば、全国一般の通例であるが、地方によっては、このような慣習がなくて、「相続人は終身其名を称し父祖の名に改る者稀なり」というところもあった<sup>(6)</sup>。

慣例類集に載っているこれらの地方慣習は、明治初年の調査によるものであるが、江戸時代ことにその末期から明治初年にかけての慣習であることは明らかである。そこで、当時の襲名がどのように実行されていたかを、二三の具体的な例によって示してみたいとおもう。江戸時代からの有名な豪商三井家では、総領家の当主が代々八郎右衛門を名のつた。<sup>(8)</sup>初代の八郎右衛門を称したのは三井高利であった。元禄七年に没している。二代目はその長男、八郎右衛門高平である。元禄一四年に更に家督を長子高房に譲った。これが三代八郎右衛門になって、享保一十九年に隠居している。そのうち、四代高美・五代高清・六代高祐・七代高就と累代この通称を相継ぎ、明治以後は、高就の子高福が八代目八郎右衛門を称し、九代目は高朗、十代目は高棟、十一代目高公と、八郎右衛門を襲名している。この八郎右衛門という名称は、三井同族十一家の総領家に限って、当主の通称として襲名されていたのである。

大阪での有名な一例をとると、住友家では代々吉左衛門を襲名してきた。はじめて吉左衛門を称したのは、住友家三代目の友信であって、それ以前には吉左衛門という通称はなかったということである。友信は、宝永三年に没して、四代目の友芳が、吉左衛門を継いだ。友芳は享保四年に死去、その長子五代目の友昌が相続して、吉左衛門となった。宝暦八年没。六代友紀も吉左衛門と称した。七代友輔は通称方次郎。八代友端から通称吉次郎といい九代友聞、十代友視、十一代友訓と、吉次郎を襲名した。十二代友親にいたって、ふたたび吉左衛門と称し、十三代友忠も吉左衛門を襲名、十四代は友忠の嗣子がなくて後家登久が家督を継ぎ、十五代は養子の友純で、吉左衛門と称した。<sup>(9)</sup>

江戸時代初期の大阪の特権町人として三町人なるものがあつた。尼崎又右衛門・寺島藤右衛門・山村与助がそれである。「三町人は代々同姓同名であつた」<sup>(10)</sup>。これらの町人は、それぞれ又右衛門・藤右衛門・与助を襲名していた。三町人のうち尼崎又右衛門についていえば、初代又右衛門は寛永十九年に没し、その長子三孝が二代目として又右衛

門を継ぎ、更にその長男が三代目又右衛門、つづいて四代目五代目と襲名し、享保年間には八代目に及び、文化年間には十一代目又右衛門だったがその後も尼崎屋は又右衛門の名を襲っていたようである。<sup>(4)</sup>

このような町人の襲名は、江戸においても同じく見られるところであって、江戸での三町年寄は、樽屋・奈良屋・喜多村であったが、樽屋は代々藤右衛門を襲名し、奈良屋は代々市右衛門である。喜多村氏は、通称を彦右衛門または彦兵衛といったが、襲名の詳しいことはわからない。<sup>(5)</sup>

百姓農民の間にも、襲名の慣習がひろく行なわれたことは、慣例類集によっても知ることができる。ただ、町人のように有名なものの実例が少ないので、ここには引用しないが、「父三右衛門と称すれば其子亦三右衛門と称す」の類である。<sup>(6)</sup>

注(1) 第二章「家産相続の事」第一款「願届手続」。

- (2) 同上、駿河国安倍郡有渡郡、加賀国石川郡。
- (3) 同上、駿河国安倍郡有渡郡、相模国鎌倉郡、下総国印旛郡、岩代国信夫郡、陸中国胆沢郡、陸中国岩手郡、羽前国村山郡、越前国敦賀郡。
- (4) 同上、備後国御調郡。
- (5) 同上、近江国犬上郡。
- (6) 同上、下野国都賀郡。
- (7) 同上、大隅国ソオ郡。
- (8) 太田亮「姓氏家系大辞典」三井。
- (9) 宮本文次「大阪商人」一四二頁、一五八―一五九頁。
- (10) 前掲「大阪商人」第一―二九五頁以下。
- (11) 前掲「一七一―一七二頁、一七六―一七七頁」。
- (12) 前掲「一六八頁」。
- (13) 前掲「民事慣例類集」羽後国秋田郡。

襲名について

五

## 一一

襲名において、襲用される名は「通称」といわれる名であることは、以上述べたところによって明らかであろう。それでは、「通称」というのはいかなる名称であるか。襲名は、公家・武家の間では慣例として行なわれていない。百姓・町人の間における慣習であった。庶民階級における慣習だったのである。襲名される「通称」についても、特に百姓・町人の社会における通称というものを、まず明瞭にしなければならぬ。武家の通称と百姓・町人の通称とは、少し意味が違うように考えられるからである。

まず、武家の通称から例を挙げてみると、大石内蔵助良雄の大石は苗字で、内蔵助が通称、良雄は実名または名乗である。その子大石主税良金の通称は、主税である。同じく赤穂浪士の中の堀部親子は、養父は弥兵衛金丸で養子が安兵衛武庸。足軽だった寺坂吉右衛門信行ももちろん吉右衛門が通称であった。

武家は、みな苗字と通称と名乗（実名）とを称していた。この三つの名称を兼併することが武家の特権であった。そして一般には実名よりも通称でよく知られていた。しかし、武家の間では、通称も実名も襲名されるということとはなかった。このことは、百姓・町人の場合と明らかに区別されなければならない。町人の襲名の例として挙げた三井八郎右衛門にしても、住友吉左衛門にしても、尼崎又右衛門にしても、寺島藤右衛門や山村与助にしても、いずれも苗字と通称と実名を称しているが、これは町人としては例外的である。かれらは、町人であったが、特に苗字帯刀御免であって、武士同様に苗字と通称と実名とを称したのであった。そして、その通称を代々襲名したのである。<sup>(1)</sup>

一般の百姓・町人は、苗字帯刀は禁止されていたので、苗字を称えるということとはできなかつたし、通称と実名と

を併称することもなかった。すべて名一つに過ぎなかった。いわば一つの実名だけをもっているだけであった。それでは、「其家の通称」を襲名するとか、「累代の通称」を継ぐということは、いかなることを指すのであるか。子が相続人として父の名を襲名したときは、子は、それまで称していた自分の固有の名を変更したものの、元の名を失ったものと考えられる。父子代々このようにして、名を世襲してゆく。この襲名される名が、すなわち「通称」なのである。一般庶民の間では、武家のように実名のほかに通称があるのでなく、家督相続によって通称を襲名した者は、もとの実名を改めて通称をただ一つの自分の名とするのである。それ以前の実名は、襲名によって通称の中に没入してしまふのである。このようにして、通称を称えていた戸主が隠居して家督を譲った場合には、その通称を次の家督相続人に継がせなければならぬ。隠居者は、ふたたび名を改めて隠居名を称することになる。これが、少なくとも江戸時代の百姓・町人の間に行なわれた襲名の慣習であったと考えられる。

近世の相続のことを「家名相続」ともいう。この場合に、相続せられる「家名」とは何であるか。武家では、苗字を意味するものといえるだろう。苗字のない庶民の家では、ほかならぬ「其家の通称」の相続にあたるだろう。

(1) 宮本文次「大阪商人」一五八—一五九頁、(一六七頁—一七一頁、一八三—一八四頁、一八五頁

### 三

襲名は、わが国においては、近世にもっとも盛んであったと考えられるが、そもそもは、いつの時代から始まったものであろうか。このことに関して、たれしもまず思い浮かべるのは、中田薫博士の祖名相続論であろう。(1) 博士は、

襲名について

七



わが古代の相統が「名の相統」であったとされている。博士は、諸民族の間で、祖名相統は二つの風習になって現われ、その一は「父祖の名を子孫に命ずるもの」であり、他は「子孫をして父祖の名を語り継がしむるもの」とし、次のように述べておられる。「父名祖名の承継に関する、我古史の記事を通観するときは、おのづからこれを、二種の史料に分つことが出来る。其一は子は父の名を後世に伝ふべきものであるとの思想を表示する史料で……其二は子孫は祖名を継紹するものであると云ふ思想を表示する史料である」と。<sup>(3)</sup> 襲名は、右の第二の史料に属すべき風習なのであるが、博士は「我古代でも父祖の名を、子孫に命じた事例が……一般的慣習であったと云う確証は見当らない」と述べておられる。<sup>(4)</sup>

本稿にいうところの襲名については、それに該当する事例が、古代においてはあまり見出されないようである。中田博士のいわゆる「祖名相統」は、この狭い意味での襲名以外の他の形態で、または他の風習で現われているのである。本稿で述べるような単純で完全な襲名は、おそらく近世以後に生じた慣習であろうと考える。

襲名に準ずべきもの、広い意味では襲名というものに含まれるかも知れないような一種の風習は、近世以前においても、なかったのではない。それは、父祖の名の一字を代々子孫が襲用するところの「通字」の風習である。父祖の実名の一字を世襲するのであって、「通し文字」ともいう。<sup>(4)</sup> 平安時代には、兄弟の実名の一字を同字にする「兄弟通字」の風習があったが、平安末期にいたって父子祖孫の世襲的な通字の風習となって、家々に「通し字」を生ずるようになった。この風習は、公家・武家の間で盛んに行われたものである。当時の実名は、漢字二字が通例であったので、その二字のうちの上または下の一字を襲用したのである。

例えば、藤原道長の子頼通から以後、頼通―師実―師通―忠実―忠通―基実―基通と、父祖の名の一字を交互に襲

用しているが、平氏になると、正盛—忠盛—清盛—重盛—維盛と一字世襲(5)をしている。鎌倉時代に入って、例えば北条氏では、時政—義時—泰時—時氏—時頼—時頼—時宗—貞時—高時というように、正規な一字世襲が多く見られるようになった。(6)

以後、このような通字の風習は公家・武家の間に通例として行われた。「通字」が「襲名」と異なるところは、通称の襲用でなくして実名の一字を世襲することとどまること、すでに早く兄弟通字に始まりやがて父子通字の風習が生じたこと、庶民の間の慣習でなくて公家・武家の間だけの風習だったということである。襲名の慣習は、通字の風習と直接には深い関係はないように考える。通字は、準襲名とも解せられ、名の一部の世襲であるから、あたかも襲名の前駆的な習俗ともいわれないこともないし、いずれも名の文字襲用であるから、関連性がないともいえない。しかし、両者は形の上でも異なった襲用であるし、また性質上から見ると、通字は多分に精神的な継承を表わしているのに、襲名は後に記すように財産的相続を意味しているという点で、大きな差異があると考えられる。武家社会の通字の風習については、他方に苗字というものの併称と合せて見る必要がある。とにかく、このように考えれば、襲名は近世に始まった慣習であって、その沿革をたずねて近世以前に遡ることはできないとしなければならない。

注(1) 中田薫「法制史論集」第一卷・第二「古法制三題考」一、祖名相続。第三卷・第三「祖名相続再考」

(2) 中田「祖名相続再考」一二六二頁、一二六三頁

(3) 前掲一二六三頁

(4) 太田亮「姓氏と家系」一九二頁以下。阿部武彦「氏姓」一二二頁以下

(5) 参照太田・前掲一八九—一九〇頁、阿部・前掲一二三頁、「読史備要」八三五頁・八三七頁、八五四頁

(6) 太田・前掲一九一—一九二頁、阿部前掲二二二—二二四頁

## 四

襲名慣習は、近世に始まったものであるとしたが、それでは、この慣習はいつころまで続いたのか、いつころ廃止されるにいたったのか、そのことを次に述べてみたい。

この慣習が廃されるようになったのには、二つの原因がある。一は、襲名を不要ならしめるにいたった原因であって、氏というものを一般に平民にも解放した明治三年九月一日の太政官布告である。これは消極的原因というべきものである。更に他の一つの原因となったのは、通称・名乗の併用を禁止した明治五年五月七日の太政官布告と、改名を禁止した明治五年八月二日の太政官布告である。襲名廃止の積極的な原因ともいうべきものである。なぜこれらの太政官布告が襲名慣習の廃止原因となったか、その理由は後述するが、これらの布告によって、襲名慣習は制度的には廃止されたのであって、それ以後は単なる事実的な慣行として襲名が存続したのに過ぎない。従って、襲名の慣習は一応は明治初年をもって廃止されたものということができる。

明治三年九月一九日太政官布告第六〇八号は、「自今平民苗字被差許候事」として、従来の苗字の禁を解いた。その後五年をへて、明治八年二月一三日太政官布告第二二号をもって、「平民苗字被差許候旨、明治三年九月布告候処、自今必苗字相唱可申、尤祖先以来苗字不分明ノ向ハ新タニ苗字ヲ設ケ候様可致、此旨布告候事」と苗字を設けるべく全国民に強制した。これによって、すべての者が氏名を称えることになり、従来は戸主の通称によってそれぞれの家が表示されていたのが、その後は苗字すなわち氏によって家を表示することができるようになったのである。従前は苗字を許されなかった平民が、通称によらないでもすべてそれぞれの家の名称を称えうるようになったのである。他

方において、明治五年五月七日太政官布告第一四九号は、「従来通称名乗両様相用候輩自今一名タルヘキ事」と規定した。この規定は、通称と名乗すなわち実名と二つの名を併用することを禁じたものである。どちらか一つだけを用いよと命じたのである。従来、通称と実名とを併用したのは武家または、平民中のいわゆる苗字帯刀御免者だけであったから、これらの者は一つだけの名として、おそらく多くは実名を残すことになったであろう。平民は、二つの名の併称はしていなかったため、幼名または実名だけを称し、またすでに相続人として通称に改めたものは、通称を本名として用いることになったわけである。同じ年の明治五年八月二日太政官布告第二三五号は、「華族ヨリ平民ニ至ル迄自今苗字名並屋号共改称不相成候事 但同苗同名ニテ無余儀差支有之者ハ管轄庁ヘ可願出事」と定め、後に明治九年一月二七日同布告第五号で、「同苗同名ニテ」を「同苗同名等」と改めた。この布告によって、改名は原則として禁止されることになった。任意の襲名に終止符が打たれたわけである。しかし、「無余儀差支」の場合は、算轄庁の改名許可をえて、襲名をすることができた。<sup>(4)</sup>

襲名は、右に記したような原因で、おそらく明治中期以後、にわかに衰えたものと考えられるが、なお許された通法の手続きにより改名の許可をえて、襲名を実行したのも少なくはなかった。正規の許可をえないままで、わたくしに襲名している事実上の通称も、むしろなお多かったものとおもう。当時の襲名の実例として、卑近な一二の例を挙げてみよう。わたくしの生家は、東美濃の山の中の小さな城下町の町人の家であった。江戸末期に、曾祖父は木村弥五八知英と称していたが、祖父が襲名して木村弥五八知行といい、父もまた襲名して木村弥五八知理と名乗っていた。父が祖父の隠居によって家督を相続し、襲名したのは、明治中ころであった。父は、昭和の始めに死亡し、わたくしの兄が相続をしたが、兄は襲名をしなかった。当時、生家の右隣りの家では「惣治」という名を襲名し、左隣り

の家では「半兵衛」を襲名した。ただし、これら両隣りの家の襲名は改名許可の手續を経てのことであつたか、または事実上の襲名に過ぎなかつたか、詳しいことは知らない。このようにして、改名手續によるにしても、また事実上通称を襲用するにしても、襲名の風習は、なお相当に行なわれていたものと考えられる。

注1 木村「氏名の制度—明治以降の変遷について」法学論集・関西大学創立七十周年記念特集号一八五以下

五

本来の意味での襲名は、上述のように明治中期以後行なわれなくなつてしまつた。しかし、襲名はその後も実際には全然廃止されたのではなかつた。明治五年の改氏名禁止の布告は、「無余儀差支」のある者は管轄庁へ改名許可を願出ることができる旨を定めていた。管轄は内務省であつて、申請書は府県知事に提出することになつていた。<sup>(1)</sup> 家督相続によつて新たに戸主となつた者が先代の名を襲名するための改名は、容易に許されたようである。<sup>(2)</sup> 氏名改称禁止のこの布告は、民法典制定後も施行されて、昭和二三年の戸籍法第一三八条によつて、ようやく廃止されたが、戸同籍法第一〇七条第二項も、「正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならぬ」と規定した。<sup>(3)</sup> 規定の趣旨は、従前の布告を踏襲し、規定のし方は、改称禁止の原則がやや緩和されているように見られる。改称許可の管轄は、家庭裁判所に移つた。家庭裁判所は、改名許可申請について審判を行なう（家事審判法（九条二項））。その実例の一つを次に挙げてみよう。神戸家庭裁判所が昭二三年一月一日から同二六年一二月末日までの四カ年間に取扱つた襲名を理由とする名の変更申立事件は、合計六五件であつた。このうち許可されたもの五九件、却下と取下が六件という結果が出てゐる。年平均にして一五件ほどである。<sup>(4)</sup> ころろみに、襲名を許さ

れた名のうち、いくつか典型的とおもわれるのを拾ってみると、「新兵衛」「五郎兵衛」「徳兵衛」「金兵衛」「清兵衛」「庄兵衛」「勘兵衛」「又兵衛」とか、「権右衛門」「茂右衛門」「六郎右衛門」「藤右衛門」「万右衛門」「伝左衛門」「嘉三衛門」とか、「幸七」「藤七」「佐太郎」「九平」「源六」「定助」「喜八郎」「忠太郎」「吉太郎」「与作」「政市」「清助」「仲藏」「万吉」「鶴松」「儀平」「善平」などである。やはり、古風な名が多い。

注(1) 「親族相続戸籍ニ関スル訓令通牒録」三八八、四三九、五八一。

(2) 前掲

(3) 同条第一項は氏の変更に関して、「やむを得ない事由によって氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない」としている。

(4) この資料は、神戸家庭裁判所が氏名の変更申立事件の審判について職員の参考にするために集計作成したものを借覧したものである。

## 六

襲名について以上述べたところを要約し、更にその性格を考えてみたい。襲名は、第一に、近世初期に始まって明治中期に終息した慣習である。第二に、この慣習は百姓・町人の間に行われて、武家・公家の間に見られなかった。第三に、襲名された名は通称であって実名に関してではなかった。一般平民の通称というのは、代々襲用された名を通称といったのである。第四に、最も重要なことであるが、襲名というのは、いかなる性格をおびているかということである。わたくしの考では、襲名は家督の相続とともに行なわれたのであるが、それは相続の効果として名の承継がされるのではなくて、家督相続そのこと、すなわち戸主の地位の承継を表示することであった。戸主の地位というのは、もとより戸主権の所在することを示すものであるが、特にこの場合には家産の権利の所在を表示するも

のである。家産は、百姓では、土地その他の不動産が主体であらうし、町人では、商賈の株すなわち営業権がその中心を形づくるだろう。武家には、このような家産のないのが通常であって、その財産権は封禄という形体で現われて、平民の間におけるようなその私的な世襲は許されないのが慣習であった。平民の間で、家産すなわち戸主に属した包括的財産の承継を示すのが、襲名だったのである。襲名が、百姓・町人の間で行なわれて、公家・武家の社会の風習になりえなかったのは、この理由によるのである。百姓の間の襲名が、いつの時代から始まったものであるか、正確にはわからないが、その実際上の必要から考えても、すでに述べたように、近世以前あまり古く遡らないであらうとおもう。町人の通称の襲名は、近世初頭における大商人の台頭にもなって盛んになってきたことは明らかである。襲名は、家産の承継を表示するものと考えられるから、家産の形成が平民の間においても一般化された時代において、すなわち、近世の家族制度にもなってひろく慣習となったものとおもわれる。従って、近世的な家族制度がようやく衰退した時期において、襲名もまた衰微するにいたったものである。

襲名が、通称の襲用であって、実名その他の名称の継承ではないのは、襲名がもともと平民の間の慣習であって、平民の戸主の名は通称以外の名がありえなかったからである。平民戸主の名は、通称そのものなのである。あるいは、代々の戸主がその名を襲名したから、それを「其家の通称」というようになったのであろう。<sup>(1)</sup>とにかく、一般の百姓・町人は、苗字もなく、名も一つだけであるから、戸主にとっては、通称はすなわち実名でもあったわけである。百姓、町人にとってこそ、襲名は完全な名の相続だったのである。明治にいたって、百姓・町人がすべて苗字を唱えるようになり、それまで武家に許されていた通称名乗両用の禁止されるにいたって、<sup>(2)</sup>人民はすべてひとしく氏名を称するという一元的な人名制度で統一されることになり、平民の間の特殊な襲名の慣習は半ばその意義を失なってしまう

った。更に、家族制度の変革にもなう戸主の地位の弱化和家産の解体は、襲名ということを不要とするにいたったのである。

注(1) 百姓の通称の起源については、参照・柳田国男「地名の話その他」(昭和八年版)六二頁以下。

(2) 明治五年五月七日太政官布告第一四九号「従来通称名乗同様相用候儀、自今一名タルヘキ事」。

## 七

襲名は、今日でも、事実として行なわれている。今なお行われている襲名の実例として二つの場合を挙げてみたい。その第一は、戸籍法・家事審判法の正規の手続を経て家庭裁判所の許可をえた改名によるところの襲名である。襲名のための改名は、多くは許されているようである。その襲名は商家の営業上の必要に出たものが多いことを示している。すなわち、営業の承継の表示であって、商名の世襲なのである。すでに、その通称が純然たる商業上の名称になつてしまったもので、店名として、屋号として、商号として、社名として、またはその一部として用いられている通称は、もはや個人の名称たる性質以外の性格をおびてきて、襲名は財産権の承継を目的とすることになったものといえる。

襲名の第二の場合は、芸能の社会におけるそれである。現今において、最も盛んに行なわれているのが、この襲名である。芸能についての襲名は、昔からことに有名である。芸能の襲名は古いといつても、上來述べてきた家族制度の下における本来の襲名を模したものである以上、それ以前のものではない。

茶道の三千家の不審庵・今日庵・官休庵は、それぞれ宗佐・宗室・宗守を代々襲名しているが、これらの名は、江



戸の初期正保年間に退隠した千宗且の三子が名乗ったのが始めであるが、現在にいたるまで継続している。最近において最も有名な襲名は、歌舞伎俳優の芸名である。市川団十郎は、宝永元年に没した初代団十郎以来、原則的には世襲であって、今日で十一代目になったわけである。尾上菊五郎は、初代が天明三年に死亡して、以来数年前になくなった六代目まで襲名してきた。市川左団次の芸名は、明治中期以後で比較的新しいが、以後襲名されてきた。<sup>(2)</sup>その他、嵐三右衛門は元禄以来八代、市川小団次は享保以後の五代がこれを名乗った。市川団藏は初代が元文五年没して以降、七代まで襲名した。<sup>(3)</sup>市村羽左衛門は宝暦一二年の羽左衛門以後十七代まで襲名。更に、戦前においてすでに、市川八百藏は八代、岩井半四郎は九代、大谷友右衛門は六代、片岡仁左衛門は十一代、沢村宗十郎は六代、中村勘三郎は十三代、中村歌右衛門は五代、坂東彦三郎は六代、松本幸四郎は七代、守田勘弥は十二代を襲名した。いずれも、江戸中期以後、大多数が今日にいたるまで襲名をつづけている。最近においても、引きつづき左団次、八百藏、宗十郎、羽左衛門などの襲名が行なわれた。<sup>(4)</sup>

芸名の襲名というのは、氏名の改称による襲名とは異なって、正規の氏名と関係なく、芸名のみについて襲用される。芸名の襲名がいかなる法的効果を生ずるものであるかは、まず芸名というものの性質から考えなければならぬ。芸名は氏名には含まれない。別の名称である。しかし、芸名は筆名などと同じように、氏名に準じて名称権を生ずるものというべきである。従って、芸名の襲名も実名の襲名に準ずる私法的効果を生ずるものと考えられる。

なお、芸名については「名取り」という風習がひろく行なわれている。日本舞踊や長唄・常盤津・清元などの邦楽の「家元」から、その芸名のうちの一字を与えられることである。その芸能について、修得の一定段階に達したとき

の免許を意味するものである。「名取り」は、「通字」の一種である。昔の兄弟通字、父子通字は、後世の芸能の社

会では、師弟通字となったのである。「通字」においては、家門の血統と名譽を表わし、「名取り」においては、芸道上の技能と精神の修得を証するものであろう。しかし、また今日の「家元」の免許には、財産的性質が多分に付随していること見逃がすことができない。芸名に関する権利は、無体財産権の性質をもつものであるということができ  
る。

注(1) 「読史備要」一〇六四以下。

(2) 前掲二一六〇頁、二一六六頁、二一六一頁

(3) 前掲二一五八—二一八〇頁

(4) 俳優の襲名は、近來ますます盛んになってきた。歌舞伎の社会では襲名の慣習は復活している。

## 八

西洋で、襲名の一般的な慣習があったかどうか、つまびらかには知らない。国王の名が襲名されて来たことは周知の一例である。フランスでは、Louis という国王の名が一八世紀まで襲名されている。この名の語源は、ゲルマン語の Hlodwig であるが、これがラテン化されて Clodovicus または Clodo-vechus となり、またこれをフランス風の歴史的呼び名として、Clovis と称している。Clovis は、五世紀末にフランク王国を創建した王の名であった。すなわち Clovis 一世である。その五代あとに Clovis 二世、さらに二代を経て Clovis 三世と、その名を継承している。そのうち、カロリング朝になって、シャルマーニュ大帝の後を受けてフランス国王になったのが、Louis 一世なのである。Clodo-vicus から Clovis に、またこれを純粹にフランス化した名が Louis なのである。<sup>(3)</sup> 以来、千年の長い間、その子孫がこれを襲名して来て、Louis 一八世に及んだ次第である。このような国王の襲名は、他にも例があ

る。封建貴族の間でも、その例は多かつた。

襲名は名の襲用である。氏は、もとより、父の氏を継承するのである。しかし、西洋では氏というものは、フランスに例をとれば、ようやく中世の末に固定したものであって、氏の固定以前には、通称ともいふべき *surnom* が相続されていて、やがてこれが氏に変化したのであったから、中世の *surnom* の習俗の生成するまでは、人はみな名しかもたない単名の制度であつた。襲名は、この単名制の時代に慣行されていたので、その点はわが国の襲名と類似している。いま、右に挙げたフラシク建国の王 *Clovis* の家系における襲名の例をもう一度とってみよう。*Clovis* は、ブルグンド王家の *Clotilde* と結婚していたので、夫婦の孫四人まで、祖母 *Clotilde* 方の尊属の名を襲名した。襲名された名は、祖母の父の名 *Chilperic*、祖母の叔父の名 *Gondebaud*、祖母の祖父の名 *Gontier* という三つの名である。これを、夫婦の次子 *Clodomir* の子が *Gontier* という名を、第三子 *Clotair* の三人の子のうち、一人が同じく *Gontier* という名を、も一人が *Chilperic* という名を、残る一人が *Gondebaud* という名を襲名した。<sup>(3)</sup> *Clovis* 王自身の名は、すでに述べた通り、二世・三世と襲名され、さらにフランス王 *Louis* 一世に継がれたのである。

モリス・ショウムは、ブルゴーニュの歴史を書いた中で、次のように述べている。<sup>(3)</sup> 一一世紀以前のすべての時代を通じて、名というものは、慣習によって、尊重しなければならない無形財を形づくっていた。名は、伝統によって受け継がれ、その名を称する個人の属する血統とその出自の家系とを、ほとんど完全に表示していた。父祖の名を襲名するのは、その血統に属する直系または傍系の卑属のみに許された権利であつて、同じ血統に属しない他の者が襲名することはできなかったのである。しかも、中世における単名制の下でのこのような襲名は、わが国の近世の襲名のように完全単純ではないが、その形態および性質がやや似ているように考えられる。

襲名は、中世の王家における慣行であったのみならず、封建貴族の家系にあってもしばしば見られることである。<sup>(4)</sup> さらにまた、襲名は、少なくともカロリング朝時代の農民の間でも行なわれたことである。父または母その他の血族の名が、子どもたちに、その男女の性に応じた語形で与えられた。例えば、Teobertus の長女は Teoberta と命名された。このような襲名は一応襲名といえよう。しかし、一そうひろく行われたのは、父母の名を変化形によって命名されることであった。例えば、父の名が Waldebertus である場合には、子の名は Rodo-bertus とか Balde-bertus などであった。また、Rade-bertus の子は、Gaire-bertus とか Audo-bertus とか Rade-berga などであった。さらに他の方法での変形の手くりかたは、同一家系の人たちと同じ頭韻で命名するというしかたであった。一例は、Gundaharius, Gundevachus, Gundobabus, Godegisilus と同様ようである。<sup>(5)</sup> この種の名の変形は、もはや襲名ではない。しいていえば、わが国での通名とか通字に似たものである。

しかし、右のような名の全部的または一部の襲用は、どの程度に一般的な慣行になっていたのか明らかでない。襲用の方法も形態も、完全な襲名というところではできない。ところが、中世中ごろから単名のほかに附加名がつけられる風習が始まった。すなわち sunnom である。その最初は多くはあだ名をつけたのに始まったものである。その後次第に sunnom は、通称ともいふべき性格を備えてきて、更にまた、これが父から子へと受け継がれ、相続性を帯びるにいたった。氏すなわち苗字がこれによって形成され、一七・八世紀になると、氏は固定して、氏名制度が確立することになった。氏の形成にいたるまでの sunnom の相続は、やはり一種の襲名である。ただし、名の襲名ではなくて附加的な通称の襲名である。

(4) Paul Lebel, Les noms de personnes, 5e éd., 1962, p. 47; - Albert Dauzat, Les noms de famille de France, 2e éd., 1949, p. 67, 80.

- (2) Lebel, p. 47-48.
- (3) Maurice Chaume, Les origines du duché de Bourgogne, 1927-1937, I, 518 (Lebel, p. 46 et suiv. 鐵甲兵記)
- (4) Lebel, p. 48.
- (5) Lebel, p. 48, 49.